

森友学園と自民党改憲草案を貫くもの

17.03.25

安倍反動教育の行き着く先＝「瑞穂の國記念小學院」を許さない集会

(1) 改憲の推進勢力「日本会議」

- ・「美しい日本の再建と誇りある国づくりのために」「政策提言」と「国民運動を推進する民間団体」であり、「全国に草の根ネットワークをもつ国民運動団体」と自称
- ・安倍首相ら多くの国会議員が「日本会議国会議員懇談会」に所属。第3次安倍内閣では、19閣僚のうち16人が所属

[改憲案]

- ・「新憲法への提唱」として、(1)現憲法を容認しないことを前提に、(2)天皇元首化、(3)家族条項の追加、(4)国防軍創設～集団的自衛権の行使を容認し、自衛隊法の改正など有事法制を整備して、軍備強化で世界平和に貢献する、(5)「緊急事態条項の創設」、を主張。これは、自民党の憲法草案に完全に反映されている

[森友]

- ・籠池理事長は、「日本会議大阪支部の運営委員」
- ・「日本民族の魂に合致した日本民族の手による日本民族のための日本民族の憲法を創設し、日本民族の美しい心と尚武の心の原点である神ながらの道を復権させ、先祖とふるさととの絆を強くし、民族性を強く押し出す真性・保守の台頭が急がれます」（籠池園長「自らが日本人であることをもっと意識しよう 日本人精神（真心）の確立」、幼稚園のウェブサイトより）
- ・森友学園の教育は、日本会議のイデオロギーに沿って行われていると言える

(2) 天皇・「日の丸」・「君が代」

[改憲案]

- ・「日本国は、……国民統合の象徴である天皇を戴く国家」（前文）
- ・「天皇は、日本国の元首」（第1条）
- ・「国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする」（第3条）
- ・「日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない」（第3条2項）

[森友]

- ・「塚本幼稚園の教育は、……皇室を尊び、日本の歴史と伝統文化を重視しています」（「教育内容」、幼稚園のウェブサイトより）
- ・天皇の命に従う臣民を育成するための、教育勅語の唱和
- ・天皇在位20年祝賀や天皇行幸に子どもを動員
- ・「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱を頻繁に行い、子どもと保護者に強制

(3) 愛国心・国防軍・領土保全の義務

[改憲案]

- ・「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」（前文）

- ・「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する」（第9条の2）
- ・「国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない」（第9条の3）

[森友]

- ・「先人から伝承された日本人としての礼節を尊び、それに裏打ちされた愛国心と誇りを育て」（「教育内容」、幼稚園のウェブサイトより）
- ・「塚本幼稚園の教育は、国を愛し人を愛する心を育て、小さな頃より心身ともに鍛え、躰を実践します」（「教育内容」、幼稚園のウェブサイトより）
- ・「大人の人たちは、日本が他の国に負けぬよう、尖閣列島・竹島・北方領土を守り、日本を悪者として扱っている、中国、韓国が、心改め、歴史で嘘を教えないよう、お願い致します」（幼稚園の運動会宣誓）
- ・「安保法制国会通過よかったです」（幼稚園の運動会宣誓）
- ・「我国領土の略奪をねらっている……国には心を許してはならないのです。中華人民共和国（共産主義）、ロシア連邦共和国（旧ソ連・領土膨張主義、旧共産主義）、北朝鮮（共産主義）……」（籠池園長「自らが日本人であることをもっと意識しよう 日本人精神（真心）の確立」、幼稚園のウェブサイトより）

（４）民族差別

[改憲案]

- ・「公務員の選定を選挙により行う場合は、日本国籍を有する成年者による普通選挙の方法による」（第15条3項）
- ・「地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、……日本国籍を有する者が直接選挙する」（第94条2項）
- ・公金その他の公の財産は、国若しくは地方自治体その他の公共団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して支出し、又はその利用に供してはならない（第89条2項）——朝鮮学校を支援対象から排除
- ・国は、国民生活のあらゆる側面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない（第25条2項）

[森友]

- ・「よこしまな考え方を持った在日韓国人や支那人」「日本人の顔をしてわが国に存在することが問題」（保護者に配布した文書）
- ・「巧妙に潜り込んだ韓国、中華人民共和国人等の元不良保護者」（幼稚園のウェブサイト、現在は削除）
- ・「全てが全てではないが塾の経営者は新左翼や在日の経営者が多いのですから日本国のことの良きことを教えないのです。受験のための技術は教えても心は教えないのです。名古屋の塾から小学校を興した人も市内の高校を買収した人も在日ですから、この学校では勉強はできても国家観はズタズタになり反日の人間になり得るという構図です」（籠池園長「記念小学校開校にあたって」、幼稚園のウェブサイトより）

(5) 家族の助け合い義務

[改憲案]

- ・「日本国民は、……和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」（前文）
- ・「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」（第24条）

[森友]

- ・「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」（教育勅語）——教育勅語に「いいことも書いてある」という主張は、「親孝行」などに限定しても認めることはできない

(6) 個人に対して「公」を優先。国家に役立つ人間をつくる教育

[改憲案]

- ・「全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない」（第13条）
- ・「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」（第21条2項）
- ・国は、教育が国の未来を切り拓ひらく上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。（第26条2項）

[森友]

- ・「進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」（教育勅語）
- ・「塚本幼稚園幼児教育学園では、「21世紀の立派な人づくり」をコンセプトに歴史と伝統を要に幼児教育を行っています。「立派な人」とは、「けじめ・しつけができて」「善悪の区別がつく」「親孝行である」「初志貫徹する実行力がある」そして「社会のために役立つことをしたいと願う気持ちがある」ことだと考えています」（「教育内容」、幼稚園のウェブサイトより）
- ・「教育とは将来、国民国家に貢献できる人材の育成であり、1個の人間としては価値観を育み、人間が人間として生きる力を育むこと・生きてきたことの自己達成感を認識させることであります」（籠池園長「記念小学校開校にあたって」、幼稚園のウェブサイトより）
- ・「日本人は「国際化、国際化」と言うが、国際化を論ずる前に「日本人である個人」としての立ち位置（行動指針、行動規範）ができているのかが前提であり、国際化は日本人精神が確立できてからの事である。人の為に努力する、お先にどうぞの精神、真心をこめて行い、その見返りを求めず。この精神は日本人共通の心であった……昔の人の、命をかけ真心をこめた努力と行為は、子孫の心に忘れられることなく永遠に残り、必ずブーメランのように返されてくるのだということを言いたいのです。子達の朗唱している教育勅語の中に全て尽くされています。あまり古くない昔、日本人は素晴らしい美徳のこもった教育勅語をバイブルとして、人生を歩んでいたのです。貧富の差など関係

なく、目の前に起こったことに対してできる限りのことをする。日本国民は天皇陛下と共に実践してきたのです。全て背後には教育勅語があったのだと、感慨を深くします
(籠池園長「自らが日本人であることをもっと意識しよう 日本人精神(真心)の確立」、幼稚園のウェブサイトより)